平成２８年（フ）第６０号
山口県周南市泉原町２番３号、前住所山口県周南市大字徳山4184番地　御弓ハイツ103号
債務者　繁田　芳己
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第３４９号
栃木県宇都宮市北一の沢町９番14号　藤ハイツ北一の沢Ｂ一205
債務者　瀧田　成美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７６号
栃木県宇都宮市下栗町1535番地30、前住所栃木県真岡市東光寺１丁目14番地７　レトア東光Ａ101号
債務者　西原喜代子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３号
北海道標津郡中標津町東五条南５丁目１番地11　ハイツ５・５　22
債務者　千葉　初美（旧姓竹谷）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第２７号
北海道根室市光洋町３丁目40番地５
債務者　松澤　弘和
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第３５５号
栃木県宇都宮市宮の内４丁目140番地19　アイベリーＡ棟101
債務者　加藤　康史
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７３号
栃木県宇都宮市茂原２丁目３番７号　茂原ハイツ105号、前住所栃木県宇都宮市宝木町１丁目80番地23　ラプレーヌリュヌ103号
債務者　根津　敏行
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８９号
栃木県宇都宮市江曽島３丁目2578番地２　第一ひさごハイツＣ棟201、前住所栃木県宇都宮市江曽島町1277番地21
債務者　小嶋　近雄
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０６号
岡山市北区青江５丁目19番３号516
債務者　一宮　信義
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３４号
岡山市北区御津野々口1544番地
債務者　小原　路子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１８２号
東京都品川区南大井３丁目34―８―403
債務者　松本　好弘
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２１５号
東京都板橋区赤塚２丁目31―19―205
債務者　鈴木　智博
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４１号
東京都町田市原町田５丁目10番６―107号
債務者　松橋　遥夏
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４７号
静岡市清水区草薙365番地の164
債務者　浅井みどり
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６号
栃木県下都賀郡壬生町大字福和田602番地２
債務者　大橋ちえ子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第４４０号
東京都あきる野市下代継403番地11
債務者　諏訪　美穂
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部